

第10号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第27条関係）

第4号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

特定建築物工事完了届出書

(宛先) 京都府知事	令和 6年 12月 9日
住所 神奈川県高座郡寒川町大曲 4-1-1	氏名 アズビル株式会社 執行役常務 石井 秀昭

第10号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第27条関係）

工事の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築										
工事完了年月日	令和 6年 12月 2日										
特定建築物排出量削減計画書兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書 提出年月日	令和 6年 4月 8日										
特定建築物の概要	<table border="1"><tr><td>名 称</td><td>KDC新築工事</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>京都府船井郡京丹波町鎌谷下一ノ谷1番2、1番3、1番6、1番7、1番8、京都府船井郡京丹波町鎌谷下下佃5番1、19番1、20番1、京都府船井郡京丹波町鎌谷下東山21番9 計9筆</td></tr><tr><td>床面積の合計 (増築部分の床面積)</td><td>2932.73 平方メートル (平方メートル)</td></tr></table>	名 称	KDC新築工事	所 在 地	京都府船井郡京丹波町鎌谷下一ノ谷1番2、1番3、1番6、1番7、1番8、京都府船井郡京丹波町鎌谷下下佃5番1、19番1、20番1、京都府船井郡京丹波町鎌谷下東山21番9 計9筆	床面積の合計 (増築部分の床面積)	2932.73 平方メートル (平方メートル)				
名 称	KDC新築工事										
所 在 地	京都府船井郡京丹波町鎌谷下一ノ谷1番2、1番3、1番6、1番7、1番8、京都府船井郡京丹波町鎌谷下下佃5番1、19番1、20番1、京都府船井郡京丹波町鎌谷下東山21番9 計9筆										
床面積の合計 (増築部分の床面積)	2932.73 平方メートル (平方メートル)										
府内産木材等の使用	<table border="1"><tr><td>府内産木材等の種類と使用量</td><td>①第11条の2第1号ア該当木材等 0.2385 立方メートル ②第11条の2第1号イ該当木材等 0.0 立方メートル ③第11条の2第2号該当木材等 0.0 立方メートル ④第11条の2第3号該当木材等 0.0 立方メートル 府内産木材等の使用量の合計量 0.2385 立方メートル (①+②+③+④)</td></tr><tr><td>使用する用途</td><td>休憩室、事務所</td></tr><tr><td>府内産木材等の使用基準量</td><td>0.13 立方メートル</td></tr><tr><td>当該建築物における木材の使用量の合計量</td><td>0.2385 立方メートル</td></tr><tr><td>木材が使用可能な居室の合計面積</td><td>79.00 立方メートル</td></tr></table>	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 0.2385 立方メートル ②第11条の2第1号イ該当木材等 0.0 立方メートル ③第11条の2第2号該当木材等 0.0 立方メートル ④第11条の2第3号該当木材等 0.0 立方メートル 府内産木材等の使用量の合計量 0.2385 立方メートル (①+②+③+④)	使用する用途	休憩室、事務所	府内産木材等の使用基準量	0.13 立方メートル	当該建築物における木材の使用量の合計量	0.2385 立方メートル	木材が使用可能な居室の合計面積	79.00 立方メートル
府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 0.2385 立方メートル ②第11条の2第1号イ該当木材等 0.0 立方メートル ③第11条の2第2号該当木材等 0.0 立方メートル ④第11条の2第3号該当木材等 0.0 立方メートル 府内産木材等の使用量の合計量 0.2385 立方メートル (①+②+③+④)										
使用する用途	休憩室、事務所										
府内産木材等の使用基準量	0.13 立方メートル										
当該建築物における木材の使用量の合計量	0.2385 立方メートル										
木材が使用可能な居室の合計面積	79.00 立方メートル										
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置	概要										
<input checked="" type="checkbox"/> 外壁、屋根又は床の断熱	外壁: 断熱材を使用致しません 屋根: ガラスウール 10K t=100 床下: 断熱性能のあるイソバンドを使用している										
<input type="checkbox"/> 窓の断熱又は日射の遮蔽											
<input checked="" type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い設備の導入	L E D 照明器具										
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用											
<input type="checkbox"/> 節水型設備の設置											
<input type="checkbox"/> 雨水、雑排水等の利用											
<input type="checkbox"/> 耐用年数が長い材料及び設備の利用											
<input type="checkbox"/> 建築物の維持管理の容易性に対する配慮											
<input type="checkbox"/> 緑化の実施											
<input type="checkbox"/> 電気自動車等の充電設備の導入											
<input checked="" type="checkbox"/> ノンフロン製品又は地球温暖化係数の小さい冷媒を使用した製品の利用	発泡剤を用いた断熱材等を使用していない 冷媒: R410A、R32 を使用している										
<input type="checkbox"/> 宅配ボックス等、再配達削減に資する設備の設置											
<input type="checkbox"/> その他											

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「府内産木材等の使用基準量」欄には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この届出書には、次の書類を添付してください。

(1) 使用した府内産木材等の種類・量が確認できる証明書等の写し

(2) 府内産木材等の使用基準量の算出の根拠となる資料（府内産木材等使用基準量算出シート）

(3) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施した措置の内容が分かる資料又は図面

第4号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

再エネ設備の導入	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
	①太陽光	91567（予定）メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他（ ）	メガジュール
	再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	91567 メガジュール
効率的利用設備の導入	導入すべき再エネ設備の基準値	87981 メガジュール
	再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するための設備の種類	再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するための設備の概要
	<input type="checkbox"/> 蓄電池	
	<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム	
<input type="checkbox"/> その他		

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「導入すべき再エネ設備の基準値」欄には、京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条第2項の規定により算出した数値を記入してください。

3 この届出書には、次に掲げる事項が分かる書類を添付してください。

(1) 導入すべき再エネ設備の基準値の算出根拠

(2) 再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するために導入した設備の内容及びその設置場所

(3) 再生可能エネルギーを利用するため導入した設備((1)の設備を除く。)の内容及びその設置場所